

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月13日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第21号

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例

寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号）の一部を次のように改正します。

第16条中「別に条例で定めるところにより」を削ります。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。